

大館市保育料・給食費(副食費)の算定に係る手続きについて

◆保育料は次の①から⑦までにより算定されます。

必要な手続き等がないかご確認ください。④以降は、該当しなくなった場合も手続き等が必要となります。各事項の変更により保育料等が変更となる場合、変更を届け出た翌月以降に算定されます。

①市町村民税の額（父母合算額）

4～8月分は前年度、9～3月分は当年度の課税額を用います。また、事実婚による配偶者を含みます。
※父と母のそれぞれの収入が年103万円以下等のとき、同居の祖父母等の課税額を合算する場合があります。
※課税証明書の提出が必要となる場合があります。その場合は別途ご連絡いたします。

②認定区分（詳細はお問い合わせください。）

教育認定、保育認定標準時間・短時間の区分です。

【手続】 【認定区分（教育・保育）や時間（標準時間・短時間）を変更する場合】 変更申請書等

③お子さんの年齢

年度当初（4月1日時点）の年齢となります。（保育認定のみ）

④兄弟の有無

兄弟がいる場合、保育料等が軽減される場合があります。詳しくは裏面の表をご覧ください。
※年度が変わり、兄弟の年齢が上がることで軽減がなくなる場合もあります。

【手続】 【入園児童と兄弟の住所が異なる場合のみ】 子ども課までご相談ください。

⑤ひとり親世帯（軽減世帯）に該当

未婚、離婚、死別の世帯。離婚調停中などの場合は⑦をご覧ください。

【手続】 【すべてのかた】 戸籍謄本の提出（児童扶養手当の申請等で提出済みの場合は不要です。）
【未婚のかた】 寡婦（夫）控除みなし適用申出書（保育料等が軽減される場合があります。）

⑥障害等世帯（軽減世帯）に該当

手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書）を所持していて、かつ施設入所していない同居の世帯員がいる世帯。

【手続】 ○個人番号届出書の提出

⑦その他

離婚調停中、配偶者からの暴力等により避難中などの世帯。

【手続】 ○申立書の提出 ○離婚等調停申立書などの写し（詳細はお問い合わせください）
※保護者が「里親」である場合は、子ども課までご連絡ください。

■お問い合わせ先 子ども課子育て支援係（電話）0186-43-7053

裏面に保育料・給食費表を掲載しております。

保育料表・給食費表（月額 令和3年度4月～）

◆教育認定（1号・満3歳～5歳児）

階層	定義		給食費 ※副食費のみ。 保育料は一律0円。	給食費 助成 割合	上乗せ徴収 助成 割合
1	生活保護世帯等		なし（免除）	—	1/2
2	市町村民税 非課税世帯(均等割課税世帯含む)		なし（免除）	—	1/2
3	市町村民税	77,100 円以下	なし（免除）	—	1/2
4	所得割	77,101 円以上 211,200 円以下	あり	1/2	1/4
5	課税額	211,201 円以上	あり	1/4	対象外

◆保育認定（2号・3号）

階層	定義	保育料(0～2歳児のみ) (カッコ内は保育短時間認定の金額)			給食費(3～5歳児のみ) ※副食費のみ。保育料は一律0円。			上乗せ 徴収 助成割合	
		一般世帯	軽減世帯	助成割合	一般世帯	軽減世帯	助成割合		
1	生活保護世帯等	0	0	—	なし (免除)	なし (免除)	—	1/2	
2	市町村民税 非課税世帯	0 (0)	0 (0)	—	なし (免除)	なし (免除)	—	1/2	
3	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600 円未満	14,600 (14,400)	6,700 (6,700)	1/2	なし (免除)	なし (免除)	—	1/2
4-1		48,600 円以上 57,700 円未満	22,500 (22,100)	6,700 (6,700)	1/4	なし (免除)	なし (免除)	—	1/4
4-2		57,700 円以上 77,101 円未満	22,500 (22,100)	6,700 (6,700)	1/4	あり	なし (免除)	1/2	1/4
4-3		77,101 円以上 97,000 円未満	22,500 (22,100)	22,500 (22,100)	1/4	あり	あり	1/2	1/4
5		97,000 円以上 169,000 円未満	33,300 (32,700)	33,300 (32,700)	1/4	あり	あり	1/2	1/4
6		169,000 円以上 301,000 円未満	45,700 (44,800)	45,700 (44,800)	対象外	あり	あり	1/4	対象外
7		301,000 円以上 397,000 円未満	60,000 (58,800)	60,000 (58,800)	対象外	あり	あり	1/4	対象外
8		397,000 円以上	78,000 (76,400)	78,000 (76,400)	対象外	あり	あり	1/4	対象外

※軽減世帯とは、ひとり親世帯・障害等世帯をいいます。

○給食費は施設により異なります。市立保育園は月額4,500円です。

○兄弟がいる場合、生計を一にするお子さんの年齢順に、第2子は保育料のみ半額となり、第3子以降は保育料・給食費の両方が0円となります。(表の網掛けの範囲は、「第2子」も0円となります。)

※お子さんの年齢順は、「教育認定」の4階層・5階層は小学校3年生以下のお子さんだけで判断し、「保育認定」の一般世帯の4-2階層から8階層まで、軽減世帯の4-3階層から8階層までは小学校就学前のお子さんだけで判断します。(就学前のお子さんは保育所等に在籍しているお子さんに限ります。)

○助成割合について、「平成28年4月2日以降に生まれた第3子以降の子どもがいる世帯の第2子以降」、「平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降」は助成割合が10/10(全額助成)となります。ただし、「対象外」の階層を除きます(一部例外あり)。※ここでの年齢順は、階層にかかわらず、全てのお子さんについて、判断します。また、ひとり親世帯のかたは、1/4助成が1/2助成となります。